

浜松市住民協議による土地利用の推進及び調整に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市住民協議による土地利用の推進及び調整に関する条例及び同条例施行規則の運用について必要なものを定める。

(地区住民の運用)

第2条 条例第2条第1項第1号に規定する地区住民は、世帯を代表するものとする。

(土地利用協議会の認定)

第3条 認定を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、土地利用協議会(以下「協議会」という。)の認定を申請するとき、今後、想定されるまちづくりの手法に適した区域の設定及び面積となるように努める。

2 条例第7条第1項第1号に規定する協議会への自由な参加及び脱退については、規則第3条第2項第2号に定める会則に明記する。

3 条例第7条第1項第2号に規定する構成員は、条例第2条第1項第1号に規定する地区住民であること、また、原則として協議会の役員についても同様とする。ただし、地区住民でないものを役員とするときは、会則にその役割を明記するものとする。

(協議会の認定申請の添付書類)

第4条 認定申請書には、規則第3条の規定によるものと併せて、次に掲げる書類等を添えるものとする。

- (1) 役員名簿
- (2) 同意の対象(分母)がわかるもの
- (3) 協議会認定申請のための会議等の議事録
- (4) 認定申請までの活動経緯がわかるもの

2 規則第4条による一定割合の同意のための対象者は、施行規程第2条に規定する地区住民とし、その全ての地区住民に同意のための文書を通知等で周知した上で可能な限り同意を得ることとする。

(協議会の認定申請の審査)

第5条 市長は、条例第8条第1項の規定による申請があったときは、規則第3条及び前条第1項各号の添付書類について、地区ごとの基準により審査するものとする。

(協議会の認定通知の期限)

第6条 条例第8条第2項の規定による申請団体への認定通知の期限は、申請のあった日

の翌日から2週間とする。ただし、それ以上の期間を要するときは、理由を付してその旨を上記の期日以内に申請団体に対し通知するものとする。

- 2 前項の規定は、条例第8条第3項の規定による申請団体への認定しない旨の通知について準用する。

(協議会の変更等)

第7条 協議会は、協議会の変更の内容等について、理由を含めて変更前の区域の全ての地区住民に周知したときは、同意を得る対象を変更の区域とすることができる。この場合において、規則第5条第2項の規定による変更の際の同意者の名簿は、変更の対象となる区域におけるものとする。

- 2 協議会は、協議会の変更等の申請を行うときは、原則として地区住民の同意を得る前に市長とあらかじめ協議を行うものとする。

(協議会の認定の取消し通知の期限)

第8条 条例第10条第2項に規定する協議会の認定取消しの通知は、土地利用調整審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた日の翌日から2週間以内に理由を付してその旨を通知するものとする。

(協議会の支援の要請)

第9条 協議会は、条例第11条第1項に規定する支援を要請するときは、規則第6条の規定による支援要請書に、協議会活動の事業計画書を添えるものとする。

- 2 協議会は、規則第7条第1項に規定する支援を要請するときは、市長とあらかじめ協議を行ってから要請するものとする。

(まちづくり方針)

第10条 条例第12条第1項に規定するまちづくり方針は、まちづくりの手法を実現する根拠となるため、市街化区域内においても同条第3項各号の規定について検討することを原則とする。

(まちづくり方針の案の申出の協議)

第11条 協議会は、条例第13条の規定によるまちづくり方針の案を申し出るときは、原則として地区住民の同意を得る前に市長とあらかじめ協議を行うこととする。

- 2 前項の規定は、まちづくり方針の変更の申出について準用する。

(まちづくり方針の案の申出書類)

第12条 まちづくり方針の案の申出書類には、規則第9条の規定によるものと併せて、

次に掲げる書類等を添えることとする。

(1) 地区カルテ

(2) その他、まちづくり方針の決定のために必要なもの

2 前項の規定は、まちづくり方針の変更の申出について準用する。

(申出時等の一定割合の同意)

第 1 3 条 規則第 1 0 条による一定割合の同意のための対象者(以下「同意対象者」という)は、少なくとも地区住民のうち、地区内に存する土地又は建物の所有者の世帯を代表するものとする。協議会は、全ての同意対象者に同意を得るための文書を通知等で周知し、可能な限り同意を得ることとする。

2 協議会は、前項の規定による同意対象者のうち、協議会で把握できない不在権利者等については、市長へ調査依頼することができる。

3 前項の規定による調査で把握した不在権利者等への情報提供及び意見聴取は、市長が行うものとする。

(まちづくり方針の案の審査)

第 1 4 条 市長は、条例第 1 3 条の規定によるまちづくり方針の案の申出があったときは、規則第 9 条及び施行規程第 1 2 条第 1 項各号について、地区ごとの基準により審査する。

(まちづくり方針の案の縦覧等に係る意見書の提出)

第 1 5 条 条例第 1 4 条第 2 項(条例第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び条例第 2 9 条第 2 項(条例第 3 1 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する意見書は、次に掲げる方法により、縦覧の場所に提出するものとする。

(1) 郵送。ただし、縦覧期間満了の日までに到着したもの

(2) 直接持参。ただし、縦覧期間満了の日の執務時間内までに持参したもの

(まちづくり方針の決定手続)

第 1 6 条 市長は、審査会の意見を聴いて、土地利用の制限に重大な変更を伴わないまちづくり方針の変更と認めるときは、協議会との協議により、変更したまちづくり方針を決定するものとする。

2 市長は、条例第 1 5 条第 4 項の規定による通知をするときは、審査会の意見を聴いた日の翌日から 2 週間以内に通知する。

(勧告の期限)

第 1 7 条 条例第 2 2 条の規定による勧告の期限は、2 週間とする。ただし、止むを得ないと認めるときは、市長と当該事業者との協議により必要な措置をとることができる。

(命令の期限)

第 18 条 条例第 23 条の規定による命令の期限は、2 週間とする。ただし、止むを得ないと認めるときは、市長と当該事業者との協議により必要な措置をとることができる。

(地区計画等の案の申出の協議)

第 19 条 協議会は、条例第 25 条の規定による地区計画等の案を申し出るときは、原則として地区住民の同意を得る前に、市長とあらかじめ協議を行うこととする。

(法第 34 条第 1 1 号の区域等の案の協議)

第 20 条 協議会は、条例第 26 条の規定による法第 34 条第 1 1 号の区域等の案を申し出るときは、原則として地区住民の同意を得る前に市長とあらかじめ協議を行うこととする。

2 前項の規定は、法第 34 条第 1 1 号の区域等の変更等の申出について準用する。

(法第 34 条第 1 1 号の区域等の案の申出書類)

第 21 条 法第 34 条第 1 1 号の区域等の案の申出書類には、規則第 21 条の規定によるものと併せて、次に掲げる書類等を添えることとする。

(1) 地区カルテ

(2) その他、法第 34 条第 1 1 号の区域等の決定のために必要なもの

2 前項の規定は、法第 34 条第 1 1 号の区域等の変更等の申出について準用する。

(法第 34 条第 1 1 号の区域等の案の審査)

第 22 条 市長は、法第 34 条第 1 1 号の区域等の案の申出があったときは、規則第 21 条及び前条第 1 項各号について、地区ごとの基準により審査するものとする。

2 前項の規定は、法第 34 条第 1 1 号の区域等の変更等の申出について準用する。

(保全の区域等の案の協議)

第 23 条 協議会は、条例第 28 条の規定による保全の区域等の案を申し出るときは、原則として地区住民の同意を得る前に市長とあらかじめ協議を行うこととする。

2 前項の規定は、保全の区域等の変更等の申出について準用する。(保全の区域等の案の申出書類)

第 24 条 保全の区域等の案の申出書類には、規則第 24 条の規定によるものと併せて、次に掲げる書類等を添えることとする。

(1) 地区カルテ

(2) その他、保全の区域等の決定のために必要なもの

2 前項の規定は、保全の区域等の変更等の申出について準用する。

(保全の区域等の案の審査)

第25条 市長は、保全の区域等の案の申出があったときは、規則第24条及び前条第1項各号について、地区ごとの基準により審査するものとする。

(保全の区域等の指定)

第26条 市長は、審査会の意見を聴いて、土地利用の制限に重大な変更を伴わない保全の区域等の変更を認めるときは、協議会との協議により、変更した保全の区域等を決定するものとする。

2 市長は、条例第30条第4項の規定による通知をするときは、審査会の意見を聴いた日の翌日から2週間以内に行うこととする。

(その他の手法の提案)

第27条 協議会は、条例第32条第1項の規定によるその他の手法として、国、県又は市が関与する事業のうち協議が整ったものについて提案することができる。

(地区住民からの意見聴取)

第28条 市長は、条例第13条、第25条、第26条又は第28条第1項の規定による申出があったときは、必要に応じて条例第2条第1項第1号の規定による地区住民から意見を聴くことができる。

(情報の提供)

第29条 市長は、条例第2条第1号の規定による地区住民の調査及び施行規程第13条第2項の規定による調査等を行うときは、関係機関に情報の提供を求めることができる。

2 前項の規定により情報の提供を求めるときは個人情報の取り扱いについて安全管理措置を講じなければならない。

(3条例担当者会議)

第30条 市長は、条例第33条の規定による審査会の下に土地利用に関する3条例に関わる内容を検討するための担当者会議を設置することができる。

2 前項の規定による担当者会議は、土地利用に関する担当課の所属長又は担当者で組織する。

(細則)

第31条 この施行規程策定にあたり、条例及び条例施行規則の運用のために特に必要な

ものは審査会へ報告するものとする。

附 則

この施行規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この施行規程は、平成 19 年 1 1 月 3 0 日から施行する。